

平成 26 年 9 月 25 日ジェット口鹿児島個別相談用資料

## 緑茶の輸出ヒント

「表1 国別の取組み等」

対象国	現状	課題	今後の展開
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的な日本食ブーム</li> <li>・効能への関心</li> <li>・安心安全で品質が高い日本茶が人気</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象国の茶マーケティング調査が不十分</li> <li>・対象国の輸出戦略が必要</li> <li>・農薬残留問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本茶輸出研究会を通じて、情報交換</li> <li>・対象国の嗜好に合わせた国別の販売戦略の構築</li> <li>・海外における積極的な輸出促進活動</li> <li>・農薬の基準は国によって異なるため、相手国に応じた取組を研究</li> <li>・品質及び安全面で、他国産と日本茶の差別化</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本からの茶輸出量第1位</li> <li>・日本食ブーム</li> <li>・数社の茶業関係者が輸出に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安価な中国、ベトナム産緑茶の流通</li> <li>・日本茶取扱店が僅少</li> <li>・日本茶を飲む器がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ向けのペットボトル緑茶の開発</li> <li>・日本文化・日本食を活用した販売戦略の構築</li> <li>・機能性(保健・老化防止等)の紹介による緑茶需要の開拓</li> </ul> <p>【想定される商品】</p> ペットボトル、ティーバック、フレーバーティー など
アジア (シンガポール、台湾、韓国、中国等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶園の観光地化</li> <li>・無農薬栽培でないと買われない</li> <li>・茶の生産国が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬問題(台湾・韓国)</li> <li>・輸入関税が高い(韓国)</li> <li>・既存の日本茶の上級煎茶では嗜好が合わない(韓国)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬残留基準のクリア(台湾)</li> <li>・低い関税で輸出する手段の検討(韓国)</li> <li>・農業団体が現地商社と連携して売込み推進(中国)</li> </ul> <p>【想定される商品】</p> 高級茶、フレーバーティー、玄米茶、有機栽培茶 など
EU (ドイツ、フランス、イギリス等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本食ブームによるレストランの増加</li> <li>・茶効能への関心</li> <li>・数社の茶業関係者が輸出に取り組む</li> <li>・英国を中心にした紅茶文化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬問題の改定による輸出減</li> <li>・日本茶取扱店が僅少</li> <li>・安価な中国、ベトナム産緑茶の流通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬残留基準のクリア</li> <li>・有機栽培茶の売り込み推進</li> </ul> <p>【想定される商品】</p> ペットボトル、フレーバーティー、有機栽培茶 など

&lt;現在把握している基準や問題点&gt;

## (1)茶の国際的な規格

22 年 1 月現在、ISO で緑茶の定義を作成中である。農林水産省の輸出関連事業により、日本茶業中央会が国際会議に専門家を派遣し、日本茶の特徴を基準に反映させるよう努めている。

**(2)海外での茶の残留農薬基準に関する問題**

EU 等への輸出する茶に残留が認められる化学合成農薬は限られており、日本の慣行栽培では対応が困難である。

台湾については、農林水産省が、日本で使用している農薬の残留基準作成(登録またはインポートトレランスの設定)を交渉中である。

**(3)産地偽装**

ヨーロッパやアメリカで、他国産の低級茶が「日本茶」と偽って販売されていることがあり、本来の日本茶の評価への影響が懸念される。

出典: 静岡県茶業振興基本計画 H23~25 年(静岡県経済産業部平成23年3月)31 頁より抜粋

**抹茶の輸出**

・抹茶の可能性 (出典: [http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/trends/1102001.html](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/trends/1102001.html)) : 2005 年にスターバックスが、抹茶ドリンクの販売を始めたことで、抹茶の輸出量が増加している。ここでも、抹茶の抗酸化作用の高さが注目されて、抹茶はグリーンティー・ラテなど飲料に使うだけでなく、菓子や料理の材料としても使われているようだ。トーフ・シェイクによって、豆腐が米国人に受け入れられたことを考えると、抹茶も米国人の嗜好に合わせた使い方を提案していくことが、輸出増につながっていくと思われる。

・抹茶の輸出成功事例 (愛知県西尾市の株式会社あいや) : <http://www.smri.go.jp/keiei/kokurepo/case/057330.html>

**茶のEUへの輸出手続き**

ジェトロ J-File より <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/qa/01/04A-120101>

Q. EU 向けに茶葉(生茶を除く)を輸出する際の現地輸入規則および留意点について教えてください。

A.

I. 日本での輸出手続き

EU 域内への輸出規制はありません。

II. EU での輸入手続き

1. 輸入規制

欧州共同体 (EU) は「共通農業政策 (CAP : Common Agriculture Policy)」の中で、欧州委員会規則 No. 376/2008 により特定農産物の輸出入ライセンスの取得を規定していますが、茶葉はその対象外でありライセンスの取得は不要です。

2. 輸入食品衛生検査 ⇒ なお、日本での「植物検疫」は中国を除き不要

欧州理事会規則 No. 178/2002 に基づき、第三国から輸入される食品の衛生要件は、EU の定める法律や求められる要件と同等以上であることが求められています。また、指令 97/78/EC で検疫要件が規定されており、非動物性食品は EU 域内に到着した地点、域内流通の開始地点、保管倉庫、食品輸入業者の施設および流通経路で公的検査が実施されます。検査には、書類検査、無作為の現物検査(書類との照合)および現物検査などが含まれ

ます。

残留農薬については欧州議会・理事会規則（EC）No. 396/2005 に規定があり、EU 域内外で農業用に使用され、またはされていた約 1,100 種の農薬について残留農薬基準（MRL：Maximum Residue Level）が設定されています。しかし、EU 域内では茶葉が生産されていないため、日本での栽培時に使用される農薬情報がない場合があります。日本からの輸出前に残留農薬の分析検査を実施し、EU 検疫当局に分析結果を照会確認することが望まれます。⇒なお、主要各国の残留農薬基準については別紙資料（「主要各国の農薬基準等」<http://www.geocities.jp/nagamitsu1950/siryo-3-260925.pdf>）参照。

### 3. 税関手続き

#### A. 関税

EU 域外からの輸入には共通関税が適用され、CIF 価格に対し課税されます。

発酵していない緑茶で包装単位の内容量が 3kg を超えないもの（CN コード：0902 10）は 3.2%、その他の発酵していない緑茶（CN コード：0902 20）は無税です。

#### B. 付加価値税（VAT）

EU 域外からの輸入品に対し、各加盟国は個別に付加価値税（VAT）を設定しています。その税率は概ね 15% を超えるもので、CIF 価格に関税を加えた合計額に対して税率を乗じて計算されます。

## III. 販売時の規制・手続き

### 1. 食品ラベル表示規則

欧州委員会は 2011 年 11 月 22 日、新食品ラベル規則を「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」を官報で公示しました。

義務表示には、製品の品名、成分（原則として全ての原材料を使用量順に）、特定成分の数量や種類（着色料や防腐剤などは別途定められた分類番号を付記）、重量（茶葉はグラム）、賞味期限または消費期限（無償の製品や工場保管中の在庫も表示対象）、保存条件または使用条件（例えば、保存温度や直射日光を避ける必要がある場合など）、EU 域内で登録された食品事業者の名称と住所、ロット番号や原産地（一部の食品）、アレルギー誘発物質などがあります。

今回の改正では、今まで任意であった包装済み食品の栄養表示が義務表示となります。具体的には、100 グラム当たり、または 100 ミリリットル当たりのエネルギー量、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、たんぱく質、糖分、塩分の各量が義務表示事項に加わります。

ラベルには複数の言語を使ってよいが、最低限その消費国の言語が必要となります。

疾病予防や治療効果があるという効能を表示で宣伝することは、原則として禁止されています。

なお、食品ラベル表示の新規制は、EU 官報に発表されてから 3 年後（2014 年 12 月 13 日）に適用され、義務的な栄養表示は規制公布後少なくとも 5 年後に適用されます。

### 2. 有機農産物保証

欧州理事会規則第 834/2007 号および同 1804/1999 号などの規定により、認可された有機農法で生産された植物性或いは動物性農産物を少なくとも

95%以上（重量比）含む食品（水と塩は除外）を保証し、統一ロゴマークやラベルなどの使用を認めるシステムです。

適用範囲の対象は、生産、調整加工、貯蔵、輸送、流通、最終消費者への販売までの全ての工程を含み、関連する下請け事業、輸出入および表示や公告も含まれます。

日本から有機緑茶を輸出する際には、日本の輸出者は、商品の有機食品としての認定番号を取得し、輸出者が「有機商品輸出業者」として認定機関に認可申請すること、輸入者は輸入業者として認定機関から認定されることが必要となります。EUが指定する機関による認証を受けたものでなければ、**有機緑茶**として販売することはできません。

ただし、IFOAM（国際有機農業運動連盟）に認可された **JONA（Japan Organic & Natural Foods Association JONA | 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会 TEL：03-3538-1851）**が有機 JAS 認定した事業者は、EU 制度に基づいた認証がなくても、条件を満たし JONA が検査証明書を発行することにより、EU で有機食品として流通、販売することができます。

認証申請は所在地の欧州共同体加盟国の農業管理局へ提出し、同農業管理局はその申請を欧州共同体の所轄委員会へ提出すると、欧州基準である EN45011 の規定に基づいて公的に認可団体が検査・認証検定を行います。生産施設やサンプルの検査結果は証明委員会に提出され、証明委員会は検査の結果に応じ、申請者に証明書や通告書が交付されます。

## 茶の米国への輸出手続き

ジェトロ J-File より [http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/qa/01/04A-071101](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-071101)

## 主要各国の農薬基準等

- ・日本茶輸出拡大のための課題解決策調査報告書**(19ヶ国の農薬基準)**

「平成 21 年度 日本茶輸出拡大のための課題解決策」(農林水産省補助事業) (主要輸出相手 19 ヶ国の残留農薬基準、植物検疫等の情報を取りまとめたデータベース) [http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/promar\\_tea.pdf](http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/promar_tea.pdf)

- ・**ロシア市場調査**事業 [http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/promar\\_tea.pdf](http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/promar_tea.pdf)

**平成21年度輸出国における農薬等の使用状況等に関する調査**[http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest\\_imp-fd/pdf4/report09-1.pdf](http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest_imp-fd/pdf4/report09-1.pdf)

用語：急性参照用量 (Acute Reference Dose: ARfD)：残留農薬摂取による急性影響を考慮するために1994年にJMPR (FAOとWHOの合同農薬残留部会) が設定した概念である。WHOからARfD設定のガイダンスも出ており、血液、免疫、神経系、肝臓腎臓への毒性や内分泌への影響等を指標にして設定される。

## 諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)：貨物編**平成26年9月3日現在**

[http://www.maff.go.jp/pps/j/search/pdf/ex\\_quickhelp201409.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/search/pdf/ex_quickhelp201409.pdf) 次頁参照

※農林水産省では、農林水産物・食品の輸出に関する相談を受け付けています。必要な情報が見つからない等、お困りのことがございましたら、以下の**お問い合わせ先**までお気軽にご相談下さい。

⇒食料産業局輸出促進グループ代表 : 03-3502-8111 (内線4311) ダイヤルイン : **03-3502-3408** FAX : 03-6738-6475

参考：

## 緑茶の関税

	Duty (x CIF)	VAT	その他
台湾	17%	5%	Trade Service Fee:0.04xCIF
中国	15%	13%	
韓国	40%	10%	
シンガポール	Free		GST:7%xCIF
ロシア	16% But not less than 0.39 EUR/kg	18%	Customs Procedure : The Customs Procedure Fee is based on the customs value, based on the following scale: Customs value of 0 RUR to less than 200,000 RUR = Procedure Fee of 500 RUR; customs value of 200,000 to 450,000 RUR = Fee of 1,000 RUR; customs value of 450,000 to 1,200,000 RUR = Fee of 2,000 RUR; customs value of 1,200,000 RUR to 2,500,000 RUR = Fee of 5,500 RUR; customs value of 2,500,000 RUR to 5,000,000 RUR = Fee of 7,500 RUR; customs value of 5,000,000 RUR to 10,000,000 RUR = Fee of 20,000 RUR; customs value of 10,000,000.01 RUR and over = Fee of 30,000 RUR
UK	3.25%	Free	